

テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全

施策の柱1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立

目標1

コア地域(※)の適切な保全管理を行うため、各地域における指標種(※)の生育・生息状況について、市民によるモニタリング調査を平成23年度(2011年度)から実施し、データの更新を行っていきます。
【目標担当課:景観みどり課】

目標2

各コア地域の自然環境を保全するため、平成32年度(2020年度)までにコア地域の実状に合わせて活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。
【目標担当課:景観みどり課】

■目標1の進捗状況

- 各地域における指標種の生育・生息状況(コア地域7カ所及び城之腰・汐見台地区)
モニタリング調査(自然環境評価調査)

年度(平成)	清水谷	平太夫新田	赤羽根十三図	長谷	行谷	柳谷	柳島	城之腰(参考)	汐見台(参考)
15～17年度	42	14	30	32	62	57	19	25	17
27～29年度	63	28	42	38	72	75	28	39	22
確認した指標種数の変化	21	14	12	6	10	18	9	14	5

※表中の数字はモニタリングエリア内で確認した指標種数を示す。柳島、汐見台は海岸指標種のための数値。

■目標2の進捗状況

コア地域名	保全管理計画	活動組織	達成状況の概要等
しみずやと清水谷	あり	あり	- 平成23年度に特別緑地保全地区(※)に指定。 - 平成25年度に保全管理計画を作成。 - 平成29年度に市民活動団体「清水谷を愛する会」と協定締結。 - 市民活動団体「清水谷を愛する会」保全管理作業を実施。
へいだゆうしんでん平太夫新田	あり	あり(市占用地内)	- 平成29年度に保全管理計画を作成。 - 市占用地域で市民活動団体「相模川の河畔林を育てる会」が保全管理作業を実施。
あかばねじゅうさんず赤羽根十三図	あり	なし(有志あり)	- 平成27年度に特別緑地保全地区に指定。 - 平成27年度に保全管理計画を作成。 - 平成28年度に地権者と協定締結。 - 有志による保全管理活動を実施。
ながやと長谷	なし	なし	- 今後の基礎資料とするために平成27年度から自然環境評価調査を実施し、29年度にとりまとめ。 - 地区内の希少性が高い植物の保全について、土地所有者と協議中。
なめがや行谷	なし	あり	今後の基礎資料とするために平成27年度から自然環境評価調査を実施し、29年度にとりまとめ。

コア地域名	保全管理計画	活動組織	達成状況の概要等
やなぎやと 柳谷	あり (神奈川県)	あり (神奈川県)	・茅ヶ崎里山公園里山保全管理計画を作成(平成20年度神奈川県作成)。 ・保全管理作業の実施(神奈川県公園協会、茅ヶ崎里山公園倶楽部、市民活動団体、市)。
やなぎしま 柳島	あり (柳島キャンプ場内)	市 (柳島キャンプ場内) 神奈川県 (砂浜や飛砂防備保安林)	・柳島キャンプ場における保全管理計画を作成(平成24年度)し、その計画に基づく保全管理作業を実施。 ・柳島キャンプ場外における自然環境評価調査の実施。 ・砂浜や飛砂防備保安林について神奈川県による保全管理を実施。

第3回 自然環境評価調査(平成27～29年度) 概要報告「茅ヶ崎の自然を見てみよう2017」

市では、多くの市民の協力を得ながら「自然環境評価調査」を定期的実施しています。この調査では、良好な自然環境に生息・生育する約180種の動植物の分布を調査し、自然環境を評価しています。第1回調査(平成17年度取りまとめ)では市内全域を調査し、特に重要度の高い自然環境として、柳谷、行谷、清水谷、長谷、赤羽根十三図、平太夫新田、柳島の7地区を抽出しました。その後も7地区を中心に再調査を実施しており、27年度から実施した第3回調査の結果を、30年3月に概要報告書として取りまとめました。報告書の内容は市ホームページでも公開しています。

ここ約10年間の変化に着目すると、調査回・調査地域によって調査精度に違いがあるものの、柳谷、清水谷、赤羽根十三図、平太夫新田では、指標種の確認種数が増加しており、市民団体等による自然環境保全の取り組みの効果が表れている可能性があります。一方で、行谷では土地利用の変化、長谷では自然環境の遷移により、貴重な自然環境が劣化している可能性も明らかとなりました。

また、地域によっては第1回調査では確認されていたものの第3回調査では確認されなかった指標種もあり、これらの種についても留意が必要と考えています。



調査の様子(柳谷)

■第1回調査(15～17年度)では確認されていたが、 第3回調査(27～29年度)では確認されなかった主な種

柳谷	ヒメマイマイカブリ、コバネササキリ
行谷	アズマヒキガエル、タイコウチ
清水谷	カワヂシャ、シブイロカヤキリ、ジャノメチョウ
長谷	アオゲラ、ウラゴマダラシジミ、オオガササキリ
赤羽根十三図	ヤマコウバシ、ウラゴマダラシジミ、ネグロセンブリ
平太夫新田	ホタルブクロ、セッカ、ギンイチモンジセセリ

生物多様性を保全する「核(コア)」として重要な七つのコア地域



「コア地域」は、茅ヶ崎らしい良好な自然環境が保たれ、希少性、固有性の高い生きものが生息・生育する生物多様性の高い地域などで、特に重要と評価された生態系ネットワークの核(コア)となる七つの地域です。

食料・水・空気などの私たちの生活に必要なものは、自然のめぐみによるものが多く生物多様性の恩恵を受けていますが、近年様々な要因により生物多様性が失われつつあります。コア地域の重要性を理解し保全していくことが、生物多様性を保全するために重要なのです。

清水谷(重点施策3、4)

駒寄川の源流の一つである湧き水に起因する良好な水辺環境をはじめ、湿地や樹林等の多様な環境が一体となっている谷戸(※)です。シュレーゲルアオガエル等の多くの生きものの生息・生育地となっています。

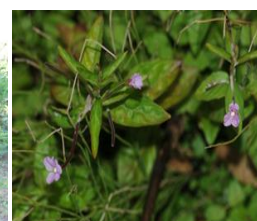
平成23年度末に市内初の特別緑地保全地区として都市計画決定を行いました。平成25年度末には保全管理計画を作成し、市民、市民活動団体、土地所有者、市が連携し、かつ協力して保全管理を行っています。また、平成26年度には、市民活動団体「清水谷を愛する会」と協定を結び、協定に基づく保全管理が行われています。



谷戸地形(樹林と草地)



市民団体「清水谷を愛する会」による保全作業



ツリバナ



清水谷周辺地図

平太夫新田(重点施策5、6)

畑や草地が他市町にまで広がる相模川河川敷の地域です。草地等は生きものの広域的な移動空間として重要な役割を果たしています。市内唯一のオドリコソウの自生地です。

近隣住宅地との間に水害防備保安林(※)がありましたが、堤防工事によりその多くが失われてしまうため、相模川の管理者である国により水害防備保安林の樹木の移植が行われました。

国有地の一部を市が占有しており、市民活動団体「相模川の河畔林を育てる会」が保全作業等を行い、協力して保全管理の考え方をまとめました。



移植した水害防備保安林



市民活動団体「相模川の河畔林を育てる会」等による保全作業



マツムシ

赤羽根十三図(重点施策7)

藤沢市を流れる小糸川の源流域で、水質が良好な谷戸です。ゴルフ場に隣接し、細流、湿地、草地、樹林が組み合わさった良好な環境です。一部の草地にはクツワムシが多数生息しており、市民、事業者と連携した保全への取り組みが行われています。また、平成27年度に、保全管理計画を作成しました。また、平成28年3月に特別緑地保全地区に指定されました。



谷戸地形(樹林と草地)



クツワムシ



広がる草地



細流と樹林

長谷(重点施策8)

二つのゴルフ場に挟まれ、赤羽根斜面林に隣接し、エノキやコナラを主体とする広葉樹林に囲まれた、まとまりのある乾燥した草地です。草地や樹林環境を好む昆虫などが多く生息しており、クルマバツタ等、ここでしか見られない動植物が多数確認されています。

現在土地利用が予定されており、今後どのような保全をしていくか土地所有者との協議の中で検討を進めています。平成24年度には表土の移植による保全の可能性を検証するため、土地所有者の理解のもと稀少植物の移植を行い、その後活着したことを確認しています。



貧栄養な土壌による草地



クルマバツタ



ヒメハギ



草地に隣接している樹林

行谷(重点施策9)

小出川沿いの水田や樹林等により地区全域が谷戸地形となっており、豊かな湿地環境が現存しています。耕地整理されていない水田、畑地、樹林、自然のままの細流等、昔ながらの景観が残っており、茅ヶ崎市景観計画における景観ポイントにも位置づけています。湿地では、アカバナ、アマサギ等が確認されています。

当地域では農業を営む方が多くおり、土地所有者の理解を得ながら農業を通じた自然環境保全のあり方について検討していく必要があります。また、耕作放棄地(※)の対策と自然環境保全への関連性について考えていくことも必要です。



谷戸地形(樹林、水田)



アマサギ



湿地

柳谷(重点施策10、11)

約24haの面積を持つ市内最大の谷戸です。その多くは県立茅ヶ崎里山公園に含まれており、一年を通じて多くの方が訪れています。水田・湿地・細流・草地等とこれらを囲む樹林が広がり、市内で最も多くの動植物が確認されています。

神奈川県計画である「茅ヶ崎里山公園里山保全管理計画」の中で「里山保全エリア」に位置づけられており、その一部は指定管理者である(公財)神奈川県公園協会と茅ヶ崎里山公園倶楽部による保全管理が行われています。また、市民、公園協会、県、市による打合せも行われており、関係主体が一体となった保全への取り組みが進められています。



谷戸地形(樹林、畑など)



動植物がたくさんいる田んぼ



歴史を感じさせる庚申塔



イロハモミジ

柳島(重点施策12)

市内他地区の海岸に比べ多様な生きものが生息し、砂浜特有の植物なども多く確認されています。クロマツ林等では、ハマヒルガオ等砂地特有の植物が生育しています。海岸は渡り鳥の重要な休息・給餌場となっています。

市営のキャンプ場について、場内の豊かな自然環境は、「柳島キャンプ場の自然環境保全」に基づき保全管理をしています。

柳島海岸は神奈川県が管理する海岸保全区域であり、平成23年3月に県が策定した「相模湾沿岸浸食対策計画」に基づき、藤沢土木事務所が養浜(※)事業を実施しています。また、クロマツ林(飛砂防備保安林)について県による保全が行われています。



クロマツと植生地帯



ハマヒルガオ



ミユビシギ



立入禁止にして保全している
海浜植物

重点施策1 コア地域ごとの保管理体制の構築と保管理計画の作成、実施

■概要

- ・各コア地域に即した保管理体制を構築し、保管理計画を作成します。
- ・保全活動組織が円滑に運営できるよう、必要な支援を行います。
- ・コア地域の自然環境の保全が効果的に進められているか、市民と連携してモニタリング調査を行い、改善策を講じながら取り組みを進めます。

■平成29年度の取り組み

①各コア地域に即した保管理体制や保管理計画の構築・作成

事業名	実施内容	担当課
保管理計画の作成及び活動組織体制の確立(平太夫新田)	・平成30年2月に「平太夫新田＜相模川河川敷内市占用地＞保管理の考え方」を策定しました。策定にあたっては、市民団体「相模川の河畔林を育てる会」との協議を行うとともに、茅ヶ崎市環境審議会及び茅ヶ崎市みどり審議会(※)から御意見をいただきました。	景観みどり課

②保全活動の実施及び支援

事業名	実施内容	担当課
「保管理計画」に基づく活動の推進(清水谷、赤羽根十三区、柳谷、柳島)	・「保管理計画」に基づく活動を推進しました。 ※詳細は各地区ごとの重点施策を御参照ください。 清水谷 重点施策3・4 (20・21ページ) 赤羽根十三区 重点施策7 (23ページ) 柳谷 重点施策10・11 (26・27ページ) 柳島 重点施策12 (28ページ)	景観みどり課 公園緑地課
「清水谷を愛する会」と連携した保全作業と物品購入等の支援(清水谷)	・市民団体「清水谷を愛する会」の保管理活動の支援を行いました。 ※詳細は重点施策3・4(20・21ページ)を御参照ください。	
市民有志との協働による保全作業(赤羽根十三区)	・市民有志による保管理作業を実施しました。 ※詳細は重点施策7(23ページ)を御参照ください。	
市民活動団体による保全作業の支援(平太夫新田)	・市民団体「相模川の河畔林を育てる会」の保管理活動の支援を行いました。 ※詳細は重点施策5・6(22ページ)を御参照ください。	
「広報ちがさき みんなの環境基本計画特集号」によるコア地域の周知	・平成30年3月発行の「広報ちがさき みんなの環境基本計画特集号」において、コア地域の周知や、市民による保全活動の取り組みの紹介を行いました。	環境政策課
自然環境保全ボランティア登録制度の構築	・平成30年3月に、自然環境保全のボランティアに興味がある方に登録していただき、活動の担い手を求める団体へのマッチングを行う自然環境保全ボランティア登録制度を開始しました。	景観みどり課
市民団体一覧・市民団体マップの作成	・市内のみどりに係る市民団体等の情報を一覧にまとめ、主な活動範囲を地図上で示した「景観・みどりに係る市民団体一覧・市民団体マップ」を作成し、市ホームページで情報提供しました。	景観みどり課

③市民と連携したモニタリング

事業名	実施内容	担当課
自然環境評価調査	・平成27年度から引き続き、「第3回自然環境評価調査(再調査)調査計画書」に基づき、市民調査員約70名の協力を得て調査を実施し、取りまとめ作業を行いました。調査概要報告では、各コア地域における自然環境保全の取り組みを紹介し、そうした取り組みの効果の可能性について言及しています。	景観みどり課
自然環境評価調査の結果集計と公表	・市ホームページ上で公開している「まっぶdeちがさき」を通じ、指標種の位置情報等の調査結果(第1回及び第2回)を公表しました。 ・平成27年度から実施している「第3回自然環境評価調査」について取りまとめを行い、30年3月に「第3回茅ヶ崎市自然環境評価調査概要報告 茅ヶ崎の自然を見てみよう2017」を発行するとともに、市ホームページで結果を公表しました。	
自然環境評価調査員養成講座を通じた調査員の養成	・「第3回自然環境評価調査(再調査)調査計画書」に参加していただいている約40名の新調査員について、リーダー・サブリーダーを中心に御協力をいただきながら、合同調査等を活用してスムーズに調査員として活動できるように支援しました。	

■平成29年度予算執行状況

事業名	29年度予算額	29年度決算額	担当課
広報ちがさき みんなの環境基本計画特集号発行	856千円	635千円	環境政策課
赤羽根字十三区周辺保全費	20,410千円	20,410千円	景観みどり課
コア地域の維持管理経費	699千円	697千円	
自然環境評価調査	5,724千円	5,724千円	
合計	27,689千円	27,466千円	

■成果・課題と評価

成果	評価
・年度当初の予定通り、平成30年2月に「平太夫新田＜相模川河川敷内市占用地＞保全管理の考え方」を策定しました。 ・清水谷、赤羽根十三区、柳谷、柳島において保全管理計画に基づいた保全管理活動が行われました。 ・自然環境評価調査の取りまとめにおいては、各地域での自然環境保全の取り組みを踏まえました。 ・自然環境保全ボランティア制度の新設や市民団体マップの作成等、保全活動組織の支援につながる取り組みを進めることができました。	C A: 極めて順調に進んでいる B: おおむね順調に進んでいる C: ある程度進んでいる D: あまり進んでいない E: 積極的な取り組みが必要 -: 取り組みなし(評価不能)
課題 ・平成29年度の「平太夫新田＜相模川河川敷内市占用地＞保全管理の考え方」の策定により、7つのコア地域のうち5つの地域について、保全管理計画ができたこととなりますが、事業者による土地利用が予定されている長谷、洪水調整施設候補地となっている行谷については、今後の土地利用の方向性を見定め、保全に関する具体的な取り組みを検討する必要があります。	

平成29年度策定「平太夫新田＜相模川河川敷内市占用地＞保全管理の考え方」

「平太夫新田＜相模川河川敷内市占用地＞」は、相模川左岸の河川区域内の国有地のうち、緑地などの自然環境の保全のために茅ヶ崎市が占有している場所です。市では平成30年2月に、この場所に関する保全管理に対する考え方をまとめました。

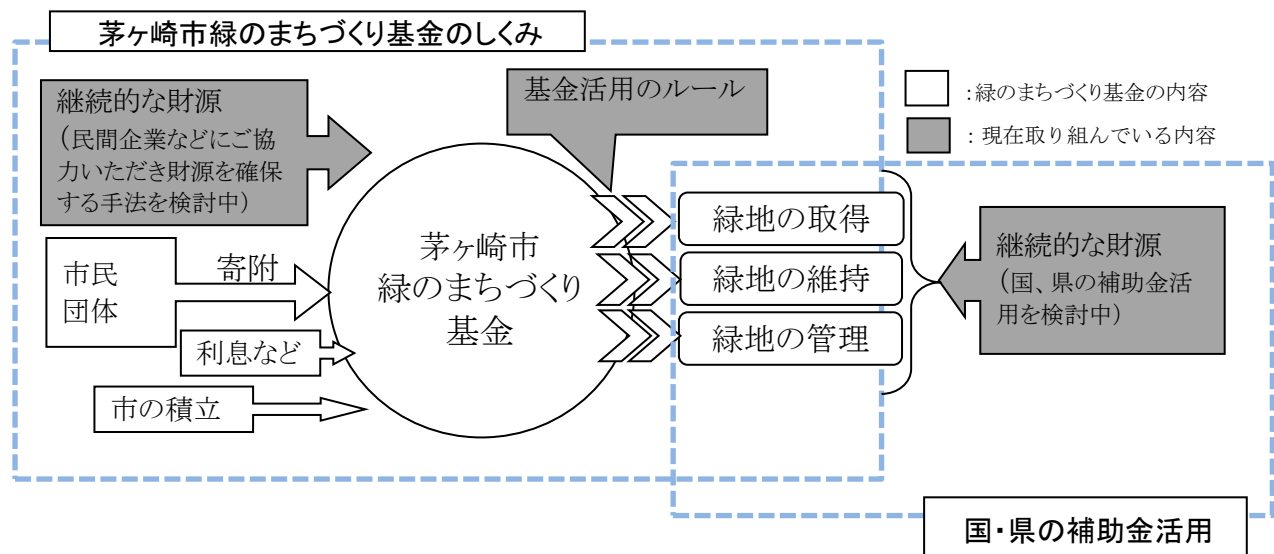
市は、この地で活動する市民団体「相模川の河畔林を育てる会」と連携して、生物多様性に配慮し、希少性の高い動植物の生息・生育環境を保全するため、外来種除去などの保全管理作業を行います。



重点施策2 財政担保システムの確立

■概要

- ・失われる危険性のある貴重な自然を有する地域の公有地化等へ効果的に茅ヶ崎市緑のまちづくり基金(※)を充てられるよう、基金活用の優先度などを示すルールづくりを行います。作成の際には基金使用の透明性に留意します。
- ・保全活動の円滑な推進の支援や、環境負荷低減のために使用できる財源等、新たな方策についても検討し、継続的な財源確保の仕組みを構築します。



■平成29年度の取り組み

①緑のまちづくり基金活用のための仕組みづくり

事業名	実施内容	担当課
保全すべき「みどり」の範囲の明確化	・平成28年度に引き続き、茅ヶ崎市緑のまちづくり基金を活用するためのルールづくりを進め、ルールの名称を「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の処分の取扱いについて」とし、基金を処分する優先度や、処分の対象となる「良好な自然環境を形成している緑地」の定義等の案を作成し、茅ヶ崎市みどり審議会に報告しました。	景観みどり課
緑のまちづくり基金運用ガイドラインの作成		

②継続的な財源確保に向けた取り組み

事業名	実施内容	担当課
国及び県の補助金の情報収集と活用に向けた準備	・国の社会資本整備総合交付金(※)の申請時期や条件を把握し、特別緑地保全地区内の土地の買入れ申し出に対応できるよう準備を進め、赤羽根字十三図周辺特別保全地区内の土地取得にあたり社会資本整備総合交付金を活用しました(交付金額:8,927千円)。	景観みどり課
事業者等による継続的な寄附、助成	・個人やみどりフェアの来場者等から約173千円、公共施設に自動販売機を設置している事業者等から約86千円、市内で活動する団体等から約205千円の寄附をいただきました。 ・「トラストみどり財団(※)」よりみどりの保全にかかる助成を受けました(助成金額7,342千円、助成にあたっては各種要件あり)。	
ふるさと納税(※)の活用	・ふるさと納税制度により緑のまちづくり基金(良好な自然環境を形成している緑地の取得または取得した緑地の維持管理に関する事業)へ約460千円の寄附をいただきました。	
新たな事業者による寄附の確保	ホームページ、広報紙等で、緑のまちづくり基金について周知しましたが、新たな事業者からの寄附は得られませんでした。	

■平成29年度予算執行状況

事業名	29年度予算額	29年度決算額	担当課
緑のまちづくり基金積立金 (平成29年度末残高見込み 437,968千円)	370千円	1,524千円	景観みどり課

■成果・課題と評価

成果	評価
・計画に定める、基金を活用する優先度や、基金処分時の透明性の確保するためのルールづくりを進め、「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の処分の取扱いについて」としての案を作成したことで、取り組みに一定の進捗が見られました。 ・社会資本整備総合交付金の活用、事業者等による寄付・助成の受け入れ、ふるさと納税の活用を引き続き行うことで、継続的な財源確保につなげることができました。	C
課題	A: 極めて順調に進んでいる B: おおむね順調に進んでいる C: ある程度進んでいる D: あまり進んでいない E: 積極的な取り組みが必要 -: 取り組みなし(評価不能)
・「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の処分の取扱いについて」については、引き続き検討を進め、基金を活用したみどりの保全や土地の公有地化等についての意思決定の過程について、具体的に位置づける必要があります。 ・財源確保のための新たな方策については、引き続き検討が必要です。	

茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の活用事例



●松が丘緑地

取得時期 : 平成4～8年度
 面積 : 約3,000㎡
 基金充当額 : 約15億6,660万円



●松浪緑地

取得時期 : 平成21年度
 面積 : 約960㎡
 基金充当額 : 1億6,200万円



●清水谷及び

赤羽根字十三図周辺特別緑地保全地区の一部
 取得時期 : 平成24～29年度
 面積 : 約4,780㎡
 基金充当額 : 約4,390万円

(※実際に取得した場所は写真とは異なります)

重点施策3 周辺の市民の森や大洞谷等の樹林と樹林をつなぐ環境を再生し、清水谷を源流とする駒寄川とその周辺の水田等の活用による生物多様性の向上を目指すとともに、水源地の保全を図ります。【清水谷】

重点施策4 清水谷を孤立させないために、周辺の市民の森や大洞谷、水田等の自然環境を保全します。また、（仮称）小出第二小学校用地については、周辺の保全すべき貴重な自然環境に配慮した活用を図ります。【清水谷】

■概要

- ・周辺の市民の森や大洞谷等の樹林と樹林をつなぐ環境を再生します。
- ・駒寄川とその周辺の水田等の活用による生物多様性(※)の向上を目指します。
- ・水源地の保全を図ります。
- ・清水谷を孤立させないために、周辺の市民の森や大洞谷、水田等の自然環境を保全します。
- ・周辺の自然環境に配慮した(仮称)小出第二小学校用地の活用を図ります。

■平成29年度の取り組み

①清水谷の保全

事業名	実施内容	担当課
市民活動団体「清水谷を愛する会」と連携・協力した保全管理	・「清水谷を愛する会」との協定に基づく保全作業への支援や情報交換を行っています。打ち合せ時には資料の提示により事業の「見える化」を図りました。 ・毎週火曜日に「清水谷を愛する会」による保全作業を実施しており、保全管理計画に基づく外来種(※)の除去や草刈り等により、清水谷の生物多様性に配慮した保全作業を行いました。会から提出していただいた作業日報や観察記録を基に保全情報の管理をしています。 ・倒木の危険のある樹木等は優先順位をつけて伐採等を行いました。 ・現地の斜面部分に土砂流出を防ぐ土留めを設置しました。 ・「清水谷を愛する会」に対し、日よけネットや土のう用麻袋等の物品購入等の支援を行いました。 ・「清水谷を愛する会」が行う定例観察会について、広報紙で周知を行いました。	景観みどり課 公園緑地課
事業者による保全作業への協力	・茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会(※)が、里山保全事業として市民団体「清水谷を愛する会」と協働で保全作業を実施する予定でしたが、荒天のため中止となりました。	景観みどり課
市民の森の法面の管理	・維持管理のための除草作業実施の際に、法面に分布する希少種についてマーキングをして除草の対象外とすることで保全に努めました。また、道路側へ張り出した危険木を伐採しました。	公園緑地課

②水源地の保全

事業名	実施内容	担当課
沈殿分離槽の管理	・沈殿分離槽の清掃の実施により、源流部付近に流入する汚水の浄化に努めました。	公園緑地課
合併浄化槽(※)の普及及び汚水流入への対策	・源流部への汚水流入対策を実施しました。	

③清水谷周辺の自然環境の保全

事業名	実施内容	担当課
市民の森及びその周辺の維持管理	・市民団体「市民の森再整備ワーキング」と、月1回、打合せを開催し、市民の森の保全管理と今後の活用について協議を行いました。	公園緑地課
遊水機能土地保全事業(※)	・遊水機能土地保全補助金制度により、保水能力のある水田等に対して、補助金の交付を行いました(補助面積<堤分>:32,295.84㎡)。	下水道河川建設課
土地利用に対する環境配慮への指導	・清水谷の周辺を土地利用する場合、地権者へ環境配慮への指導を行いました。 ・希少な植物は、移植するなどの対応を行いました。	景観みどり課

④周辺の自然環境に配慮した(仮称)小出第二小学校用地の活用

事業名	実施内容	担当課
(仮称)小出第二小学校用地の活用	・(仮称)小出第二小学校用地については、現在、暫定小出スポーツ広場として活用しています。暫定小出スポーツ広場の平成29年度稼働日数は253日で前年度より10%増加しています。登録団体は、26～28年度と比較し、1団体減少していますが、利用団体延数は13%、利用延人数は4%前年度より増加しています。 ・「(仮称)小出第二小学校用地の活用」については、平成30年3月に策定した教育基本計画第4次実施計画において、緑化推進施策との連携を図るものとして位置づけました。	教育政策課 青少年課

■平成29年度予算執行状況

事業名	29年度予算額	29年度決算額	担当課
清水谷の維持管理(清水谷負担金等・清掃業務委託費等)	13,285千円	13,271千円	公園緑地課
市民の森の維持管理(管理人賃金、修繕料等)	5,638千円	5,063千円	
遊水機能土地保全事業費(堤分)※	1,686千円	1,615千円	下水道河川建設課
合計	20,615千円	19,949千円	

※「清水谷」としての算出は困難なため、堤地区全体の数値で計算し算出しています。

■成果・課題と評価

成果	評価
・水源地である清水谷については、保全管理計画に基づく、市民団体「清水谷を愛する会」と連携・協力した保全管理や、沈殿分離層の管理、源流部への汚水の流入対策等を実施することで、保全を推進することができました。第3回自然環境評価調査概要報告(平成30年3月)では、「本エリアは、清水谷を愛する会によって、チダケサシ等の保護、外来種の除去等が行われており、そうした取り組みの効果が表れている可能性があります」と報告されています。 ・市民の森については、市民団体「市民の森再整備ワーキング」と連携し適切な管理を行うことで、自然環境の保全を図ることができました。 ・水田に関しては、遊水機能土地保全補助金制度によって遊水機能を有する土地(水田)を保全することで、当該地区周辺の自然環境の保全に寄与することができました。	C A:極めて順調に進んでいる B:おおむね順調に進んでいる C:ある程度進んでいる D:あまり進んでいない E:積極的な取り組みが必要 -:取り組みなし(評価不能)
課題 ・清水谷、市民の森については、市民団体との協働による保全活動が実施されており、ある程度進んでいると考えます。樹林と樹林をつなぐ環境の再生や、(仮称)小出第二小学校用地に関する自然環境に配慮した活用については、具体的な取り組みには至っておらず、周辺地域も含めた保全という視点からは更に踏み込んだ施策の推進が求められます。	

- 重点施策5** 現存する水害防備保安林および移植樹林の保安全管理のルール、システムを確立します。【平太夫新田】
- 重点施策6** 地域の人たちとの連携による管理体制を確立します。【平太夫新田】

■概要

- ・水害防備保安林(※)及び移植樹林の保安全管理のルール、システムを確立します。
- ・地域の方たちとの連携による管理体制を確立します。

■平成29年度の取り組み

①水害防備保安林及び移植樹林の保安全管理に関するルール、システムの確立

事業名	実施内容	担当課
関係機関との情報共有	・相模川の堤防整備等の状況について、国から収集した情報を庁内関係課に対し、情報提供しました。 ・相模川河川敷における畑や草地、多様な生物の移動空間確保のため、河川管理者である国と連携を図りました。 ・河川区域における自然環境保全のため、管理者である国との情報共有を行いました。 ・市が占有している地域の保安全管理等について、国と市民団体「相模川の河畔林を育てる会」、市による意見交換を行いました。	広域事業政策課 景観みどり課
保安全管理計画作成に向けた国や市民団体との協議	・平成30年2月に「平太夫新田＜相模川河川敷内市占用地＞保安全管理の考え方」を策定しました。策定にあたっては、市民団体「相模川の河畔林を育てる会」との協議を行うとともに、茅ヶ崎市環境審議会及び茅ヶ崎市みどり審議会から御意見をいただきました。	景観みどり課
保安全管理計画の作成及び活動組織体制の確立(重点施策1の再掲)		

②地域との連携による管理体制の確立

事業名	実施内容	担当課
保安全管理活動の支援(広報紙、ホームページによる周知、参加者募集、資材や物品の提供)	・広報紙、市ホームページ「参加してみよう！環境活動」のページ、みどりの情報紙「ちが咲き」等にて、市民活動団体「相模川の河畔林を育てる会」による保全活動や講座(「夜風の中で虫の鳴き声を聞こう」「野鳥観察会」)の周知を図りました。 ・堤防建設時(平成21年度)に移植した樹木の生長を妨げないよう、支持用のワイヤーを取り外しました。 ・外来種の除去等の保全作業を実施しました。	景観みどり課 公園緑地課 環境政策課
現地の植生の希少性の周知	・平成30年3月発行の「広報ちがさき みんなの環境基本計画特集号」において、平太夫新田の紹介記事を掲載し、30年2月に「平太夫新田＜相模川河川敷内市占用地＞保安全管理の考え方」を策定したことや、現地の植生の希少性、市民による保全活動について、周知を行いました。	
市民・地元自治会への周知		

■平成29年度予算執行状況

事業名	29年度予算額	29年度決算額	担当課
予算措置無し			

■成果・課題と評価

成果	評価
・年度当初の予定通り、平成30年2月に「平太夫新田＜相模川河川敷内市占用地＞保安全管理の考え方」を策定したことで、保安全管理のルール、システムづくりに一定の進捗が見られました。 ・市民活動団体「相模川の河畔林を育てる会」と連携・協力した保安全管理を実施することで、保全を推進することができました。第3回自然環境評価調査概要報告(平成30年3月)では、「平成21年の築堤工事により河畔林の一部が失われましたが、一部の樹木は移植され、その周辺では相模川の河畔林を育てる会が中心となって保安全管理を行っており、そうした取り組みの効果が表れている可能性があります」と報告されています。	C A: 極めて順調に進んでいる B: おおむね順調に進んでいる C: ある程度進んでいる D: あまり進んでいない E: 積極的な取り組みが必要 -: 取り組みなし(評価不能)
課題 ・「平太夫新田＜相模川河川敷内市占用地＞保安全管理の考え方」は、市が占有している国有地部分を対象とするものであり、平太夫新田全体の保全について検討する必要があります。	

重点施策7 湿地や細流、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、隣接する藤沢市と連携した水源地の保全、樹林地の保全に努めます。
【赤羽根十三図】

■概要

・湿地や細流、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、隣接する藤沢市と連携した水源地の保全、樹林地の保全に努めます。

■平成29年度の取り組み

①水源地、樹林地の保全

事業名	実施内容	担当課
保管理体制の検討	・市民有志による保全活動作業は保管理体制に基づき実施し、指標種等をモニタリングしました。保全活動作業やモニタリングの結果をもとに保全活動の方法や方針等について検討しました。	景観みどり課
市民との保全管理作業	・土地所有者の御理解のもと、市民有志とともに保全活動作業を4回実施しました。	
地区の自然環境の周知	・観察会を実施し、赤羽根字十三図周辺特別緑地保全地区に残る貴重な自然を周知しました。(平成29年10月2日開催。参加者9名)	
保全業者との協議	・当面の保全活動の方法や方針等について確認しました(年1回)。	

■平成29年度予算執行状況

事業名	29年度予算額	29年度決算額	担当課
赤羽根字十三図周辺保全費(再掲)	20,410千円	20,410千円	景観みどり課

■成果・課題と評価

成果	評価
・土地所有者の御理解のもと、市民有志との連携・協力により、保管理体制に定めた地区ごとの特性に応じた湿地性植物の生育環境保全、昆虫の生息に配慮した草刈等の作業を実施することで、保全を推進することができました。第3回自然環境評価調査概要報告(平成30年3月)では、「本エリアの東部は、有志市民の皆さんによって、解放水面の確保や滞水域の創出、マダケ等の抑制管理、オランダガラシやツルニチニチソウの除去等が行われており、そうした取り組みの効果が表れている可能性があります」と報告されています。	B A: 極めて順調に進んでいる B: おおむね順調に進んでいる C: ある程度進んでいる D: あまり進んでいない E: 積極的な取り組みが必要 -: 取り組みなし(評価不能)
課題 ・赤羽根十三図は藤沢市を流れる小糸川の源流となる細流が流れています。藤沢市を流れる小糸川の源流であることから、藤沢市と連携した保全に努めるものとしていましたが、藤沢市へ流入すると大部分が3面のコンクリートの水路や暗渠で段差もあることから、現在は動植物が藤沢市から茅ヶ崎市へ入ってくる環境ではありません。現況では藤沢市との連携の有効性が少ないため、次期計画の策定時に見直しを含めた検討が必要です。	

重点施策8 土地所有者と市の協議において、土地利用後の樹林や草地等の保全、周辺の広葉樹林との一体的な保全、市民に対する開放（環境学習の場、野鳥観察、市民による保全管理等）を要望していきます。【長谷】

■概要

・土地所有者と市の協議において、土地利用後の樹林や草地等の保全、周辺の広葉樹林との一体的な保全、市民に対する開放（環境学習の場、野鳥観察、市民による保全管理等）を要望していきます。

■平成29年度の取り組み

①現地のモニタリング調査

事業名	実施内容	担当課
モニタリング調査による自然環境の現状把握	・第3回自然環境評価調査と併せモニタリング調査を実施し、移植した植物の生育状況を確認しました。	景観みどり課
特徴的な貧栄養表土の保全	・貧栄養の表土を保全するため、クズやマツの除去を行いました。	

②土地所有者との協議、要望

事業名	実施内容	担当課
土地利用状況の把握	・土地所有者や庁内関係部署と連携して、土地利用に関する状況を把握しました。	景観みどり課
土地所有者に自然環境保全への理解を得る取り組み	・土地所有者に自然環境評価調査の結果をお伝えするなど、地区の自然環境の重要性についての周知を行いました。	

③土地利用後の樹林や草地等の保全

事業名	実施内容	担当課
保全管理計画の作成及び活動組織体制の構築	・希少性の高い植物の移植に関する協議を行っています。移植場所と併せて保全管理の考え方などの検討を行います。	景観みどり課

■平成29年度予算執行状況

事業名	29年度予算額	29年度決算額	担当課
予算措置なし			

■成果・課題と評価

成果	評価
- 引き続き、土地所有者と市の協議において、地区の自然環境の重要性についての周知を行い、一定の理解を得ることができました。 - 土地所有者の御理解いただくことで、クズやマツの除去等、貧栄養で乾燥した草地の保全作業を行うことができました。 - 平成30年度に予定している工事にあたり、土地所有者との緑化協議を新たに行い、固有性の高い植物の移植について理解を得ることができました。	C A: 極めて順調に進んでいる B: おおむね順調に進んでいる C: ある程度進んでいる D: あまり進んでいない E: 積極的な取り組みが必要 -: 取り組みなし(評価不能)
課題 - 今後も継続して土地所有者による土地利用の状況について情報収集を行い、土地所有者に御協力をいただきながら、保全管理体制について検討を行う必要があります。 - 第3回自然環境評価調査概要報告(平成30年3月)では、「エリアのほぼ中央にある貧栄養で乾燥した草地は、近年、クロマツの侵入やクズの繁茂がみられるようになってきています。土壌の富栄養化が進んでいると考えられ、茅ヶ崎市内では珍しい貧栄養で乾燥した草地が失われつつあることを示唆しています」と報告されており、今後、状況を注視していく必要があります。	

重点施策9 生物の生存基盤等多面的機能を持つ水田の保全方法を関係者と協議し、実行します。また、水田や畑、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、自然のままの細流の保全方法を関係者と協議するなど、一体的な保全を図ります。【行谷】

■概要

- ・生物の生存基盤等多面的機能を持つ水田の保全方法を関係者と協議し、実行します。
- ・水田や畑、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、一体的な保全を図ります。

■平成29年度の取り組み

①生物の生存基盤等多面的機能をもつ水田の保全

事業名	実施内容	担当課
土地所有者に対する援農ボランティア制度(※)、耕作放棄地解消ボランティア(※)制度についての周知	・生産組合長回覧及びイベント等において、援農ボランティア制度に関するリーフレットを回覧・配付することで制度の周知に努めました。また耕作放棄地解消ボランティア制度に関しては、農業委員会事務局と連携し、利用権の設定による農地の貸し借りや市民農園の開設を推進することで、耕作放棄地解消ボランティア制度とは異なる事業で農地を保全できるよう努めました。	農業水産課

②水田や畑、樹林等の多様な環境の一体的な保全

事業名	実施内容	担当課
遊水機能土地保全事業	・遊水機能土地保全補助金制度により、保水能力のある水田等に対して、補助金の交付を行いました(補助面積<行谷分>:44,826.82㎡)。	下水道河川建設課
広報特集号による市民への周知	・平成30年3月発行の「広報ちがさき みんなの環境基本計画特集号」において、行谷も含めたコア地域に関して、自然環境の重要性や貴重性の周知を行いました。	環境政策課
洪水調整施設の整備についての調整	・神奈川県「相模川水系小出川千ノ川河川整備計画」に基づく洪水調整施設(遊水地)の整備について神奈川県と協議し、地元に対し説明を行いました。	広域事業政策課
保全すべき区域のあり方の検討	・第3回自然環境評価調査の結果を踏まえ、行谷における保全すべき区域のあり方を検討しました。水田や畑、樹林等の多様な環境が結びついており、一体的な保全が必要であることから、ひとまわりの谷戸(※)を保全すべきとして抽出したうえで、「斜面林ゾーン」、「湿地・草地ゾーン」、「公共施設(道路等)の整備が検討されているエリア」の大きく3つのゾーンに分け、各ゾーンの整備・維持管理の方向性等の案を作成しました。また、特別緑地保全地区指定候補地を見直し、候補地区域の拡大を検討しました。	景観みどり課

■平成29年度予算執行状況

事業名	29年度予算額	29年度決算額	担当課
遊水機能土地保全事業(行谷分)	2,339千円	2,242千円	下水道河川建設課
広報ちがさき みんなの環境基本計画特集号発行(再掲)	856千円	635千円	環境政策課
合計	3,071千円	2,877千円	

■成果・課題と評価

成果	評価
・引き続き、遊水機能土地保全事業や、援農ボランティア等を実施し、水田の保全に寄与することができました。 ・第3回自然環境評価調査の結果を踏まえ、行谷における保全すべき区域のあり方を検討し、特別緑地保全地区指定候補地の検討や、「斜面林ゾーン」、「湿地・草地ゾーン」、「公共施設(道路等)の整備が検討されているエリア」のゾーン区分を行い、保全の枠組みの検討を進めることができました。	C A:極めて順調に進んでいる B:おおむね順調に進んでいる C:ある程度進んでいる D:あまり進んでいない E:積極的な取り組みが必要 -:取り組みなし(評価不能)
課題	
・斜面林ゾーンについては特別緑地保全地区、湿地・草地ゾーンについてはみどりの保全地区の指定を検討しており、関係者間の調整等を進めていく必要があります。 ・公共施設(道路等)の整備が検討されているエリアにおいては、今後、公共施設の検討時に併せて保全策を検討する必要があります。	

- 重点施策10 県と連携し、県立茅ヶ崎里山公園だけでなく、柳谷周辺地域も含めた保全を図ります。【柳谷】
- 重点施策11 家々で管理されている立木を含めたまとまりのある樹林地等の良好な里山景観を保全していきます。【柳谷】

■概要

- ・神奈川県と連携した県立茅ヶ崎里山公園の保全を図ります。
- ・柳谷周辺地域を含めた保全を図ります。
- ・家々で管理されている立木を含めたまとまりのある樹林地等の良好な里山景観を保全していきます。

■平成29年度の取り組み

①神奈川県と連携した茅ヶ崎里山公園の保全

事業名	実施内容	担当課
「茅ヶ崎里山公園里山保全管理計画」に基づく保全管理	・県の保全管理計画に基づき、神奈川県公園協会、「茅ヶ崎里山公園倶楽部」、市民活動団体、市による保全管理を行いました。	景観みどり課
茅ヶ崎里山公園運営会議「保全部会」への参画	・市職員が里山公園保全部会へ参加(8回)し、生態系管理の実施や里山公園内外での工事において生物多様性に配慮するよう要望しました。	景観みどり課
特定外来生物(※)アライグマの捕獲	・指定管理者へ捕獲用のわなを貸し出すとともに捕獲後の個体の回収処分を行いました(3頭捕獲)。	衛生課

②公園周辺地域の保全

事業名	実施内容	担当課
周辺地域における自然環境配慮方法(道路整備等)の打合せ(随時)	・県立茅ヶ崎里山公園外周道路整備について、庁内関係課との協議や地元及び関係機関への報告を行いました。	広域事業政策課

③まとまりのある樹林地等の良好な里山景観の保全

事業名	実施内容	担当課
生け垣の築造への助成(※)	・生け垣の築造への助成を行っていますが、柳谷周辺では実績はありませんでした。	景観みどり課
景観計画における眺望点の設定による里山景観の保全	・茅ヶ崎市景観計画において、里山公園(芹沢・柳谷)を「眺望点」として設定し、眺望点からの一定の範囲内で届出対象行為を行う場合は、見晴らしを阻害しないように景観模擬実験による事前検証を行うことを義務付けています。平成29年度の届出対象行為はありませんでした。	景観みどり課
環境学習事業「里山はっけん隊！(※)」を通じた里山景観の魅力の周知	・平成28年度に引き続き、第5期「里山はっけん隊！」を実施し(夏・冬)、自然観察と併せ、斜面林、農地、水辺、屋敷林等が織り成す里山景観の魅力を体験的に伝えました。	環境政策課

■平成29年度予算執行状況

事業名	29年度予算額	29年度決算額	担当課
里山はっけん隊！	192千円	154千円	環境政策課
有害鳥獣回収処分委託費 (29年度決算額のうちアライグマ3頭処分委託費は35千円)	913千円	1,013千円	衛生課
生け垣の築造に関する助成制度 (柳谷のみの生け垣の築造に関する助成額0千円)	500千円	400千円	景観みどり課
合計	2,305千円	1,567千円	

■成果・課題と評価

成果	評価
・茅ヶ崎里山公園内の自然環境について、公園管理者である神奈川県をはじめとする関係者との連携により、生態系に配慮した保全を進めることができました。 ・第5期「里山はっけん隊！」を実施し(夏・冬)、自然観察と併せ、斜面林、農地、水辺、屋敷林等が織り成す里山景観の魅力を経験的に伝えることで、保全につながる心の醸成を図りました。	C A: 極めて順調に進んでいる B: おおむね順調に進んでいる C: ある程度進んでいる D: あまり進んでいない E: 積極的な取り組みが必要 -: 取り組みなし(評価不能)
課題	
・道路整備にあたっては、引き続き地元及び関係機関と連携を図り、自然環境に配慮しながら工事を進めていく必要があります。 ・里山公園内の谷戸底や樹林については、保全管理計画に基づき生態系に配慮した管理作業が行われていますが、里山公園周辺の樹林・屋敷林等の保全が課題となっています。	

里山はっけん隊！（第5期 3回目〈夏〉・4回目〈冬〉）のようす



重点施策12 海岸侵食による砂浜の減少を防止し、クロマツ林の保全、海浜植生の保全に努めます。【柳島】

■概要

- ・海岸侵食による砂浜の減少を防止します。
- ・クロマツ林や海浜植生の保全に努めます。

■平成29年度の取り組み

①海岸侵食による砂浜の減少防止

事業名	実施内容	担当課
養浜(※)事業	・海岸管理者である県が継続的な養浜を実施しました。	農業水産課
国、県に対する養浜事業推進の要望	・海岸管理者である県に対し、継続的な養浜と海岸植生に配慮した養浜材の使用並びに投入方法の検討、化学物質含有量などの検査を徹底するよう要望しました。また、現状を確認し、県との協議を踏まえ、状況に応じた養浜を実施していただけるよう引き続き要望しました。	

②クロマツ林や海浜植生の保全

事業名	実施内容	担当課
現地のモニタリング調査及び保全管理	・平成29年度は第3回自然環境評価調査を実施したため、個別のモニタリング調査は実施しませんでした。	景観みどり課
海浜植生を移植した植栽帯の管理	・植栽帯の状況を確認するとともに、「認定NPO法人ゆい」と協力して、草刈り等の管理を行いました。	
移植したチガヤ、クロマツの保全(県管理地)	・平成26年度に県と景観みどり課で協議した方法に基づき、移植したチガヤやクロマツの管理を行いました。	
計画に基づく柳島キャンプ場内の海浜植生保全	・ハマカキランのエリアについては、松葉かき及び外来種の除去を行いました。ハマボウフウエリアについては、外来種の除去を行いました。協働推進事業によって保全することができました。	公園緑地課
ミニコミ自然ミュージアムの管理	・柳島地区における自然環境の紹介をし、学習の機会を提供しました。 ・親子イベントで子どもが作成した松の絵を飾っています。	

■平成29年度予算執行状況

事業名	29年度予算額	29年度決算額	担当課
柳島キャンプ場管理運営経費	24,468千円	23,629千円	公園緑地課

■成果・課題と評価

成果	評価
・台風21号に伴う高波に対して養浜が防波堤としての機能をしたことから、養浜による海岸侵食の効果があつたと認識しています。 ・柳島キャンプ場における保全管理計画に基づき、自然環境保全エリアの管理を行い、海岸指標種の生息・生育環境を安定して維持することができました。	C A: 極めて順調に進んでいる B: おおむね順調に進んでいる C: ある程度進んでいる D: あまり進んでいない E: 積極的な取り組みが必要 -: 取り組みなし(評価不能)
課題 ・砂浜の減少防止のため、神奈川県による養浜事業が行われていますが、養浜材による環境への影響に留意する必要があることから、引き続き、県に対して海岸植生に配慮した養浜材の使用等について要望を行う必要があります。	

施策の柱1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生

目標3

緑被面積(人工草地(※)を除く)を平成32年度(2020年度)時点で市域の28.5% (約1,019ha)以上確保します。

【目標担当課:景観みどり課】

※緑被面積(人工草地を除く)は、平成5年度には市域の35.2%でしたが、平成17年度には市域の31.0%となっています。このまま推移すると平成32年度には、市域の25.8%程度まで減少することが予想されますが、各施策実施により、市域の28.5%以上確保することを目標としています。

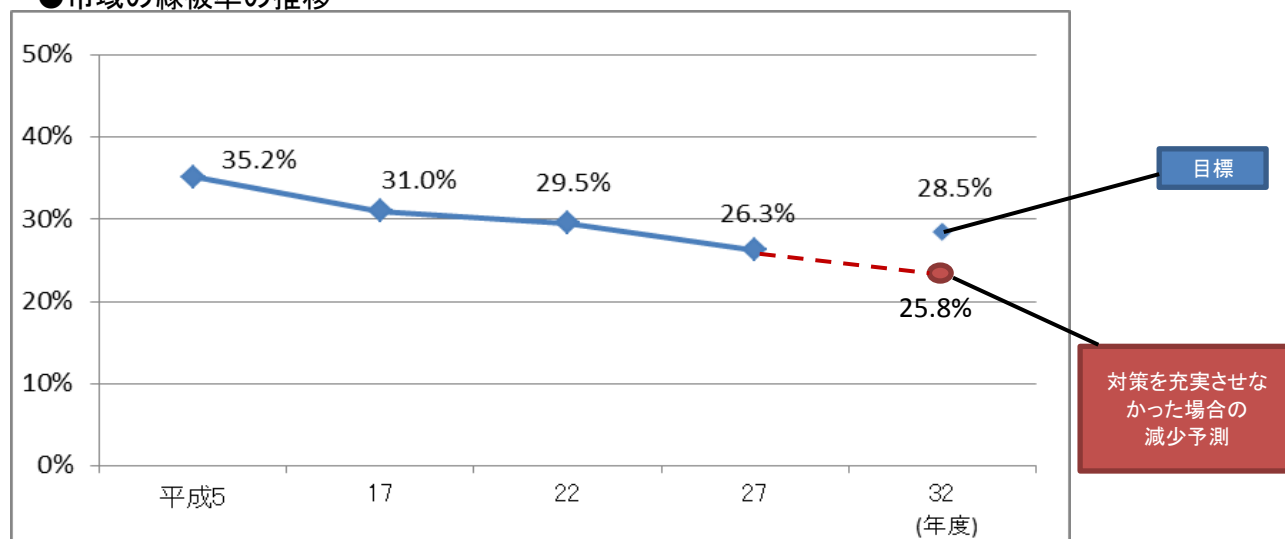
目標4

経営耕地面積を平成32年度(2020年度)時点で348haを目標とします。

【目標担当課:農業水産課】

※平成19年度の経営耕地面積は387haであり、このまま推移すると平成32年度には、335ha程度まで減少することが予想されますが、各施策実施により348ha確保することを目標としています。

■目標3の進捗状況 ●市域の緑被率の推移



※緑被率は市域面積に占める緑被地の面積割合です。緑被地は航空写真を基に樹木地、農耕地、自然草地、水面を抽出したものです。人口草地(ゴルフ場、運動場、公園芝地、花壇等)は除きます。

(参考)緑地面積

	平成20年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標(※2)
緑地面積(ha)(※1)	625.28	645.62	646.73	649.22	651.32	650.74	787.75
緑地割合(%)	17.49	18.05	18.09	18.15	18.21	18.20	22.03

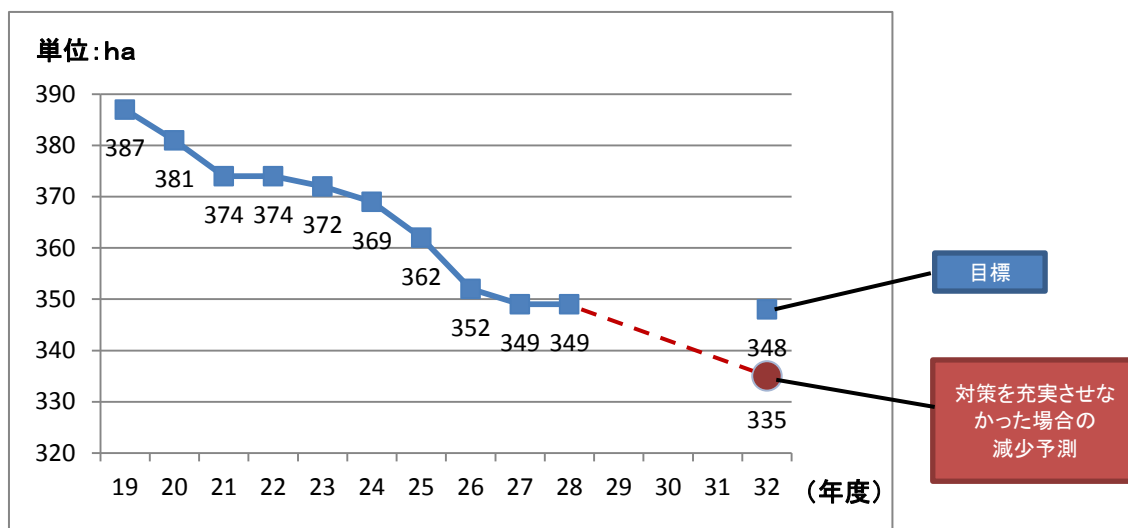
※1 都市公園、公共施設緑地(青少年広場等)、民間施設緑地(ゴルフ場・社寺境内地等)、地域制緑地(特別緑地保全地区・生産緑地・保存樹林(※)等法や条例、協定等によるもの)の面積。ある程度土地利用の改変が少なく、担保された土地であることから、参考値として記載しています。

※2 緑地面積の平成30年度の目標は、「茅ヶ崎市みどりの基本計画」で目標としている数値です。

■目標4の進捗状況

●経営耕地面積の推移

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
面積	374ha	372ha	369ha	362ha	352ha	349ha	349ha



重点施策13 コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生

■概要

- ・良好な自然景観の形成要素である斜面林や農地、河川・海岸・沼地等の水辺、社寺林・屋敷林等について、歴史的・文化的遺産と併せた一体的な保全を図ります。
- ・既にみどりが失われてしまった地域については生物多様性に配慮した対策を行い、現状の自然環境の保全を図るとともに、新たなみどりのネットワーク化を図ります。

■平成29年度の取り組み

①斜面林、農地、水辺環境、社寺林・屋敷林等の歴史的・文化的遺産と併せた一体的な保全と創出

事業名	実施内容	担当課
農地の保全	・市内に水田を所有される方で、希望者にレンゲ草(※)の種子を配付し、播種(※)していただくことで、良好な景観形成と緑肥(※)としての地力の向上を図りました。	農業水産課
保存樹林、保存樹木(※)への助成	・保存樹林について新規指定3件を含め36件の助成を行いました。(平成28年度末指定件数35件(うち未更新2件・年度途中解除2件)、新規指定3件、平成29年度末指定件数34件) ・保存樹木について24件の助成を行いました。(平成28年度末指定24件、29年度末指定件数24件)	景観みどり課
生け垣の築造への助成(再)	・生け垣築造3件(30.2m)に対し助成を行いました。	
記念樹配布	・家屋を新築した方を対象に、記念樹を491本配布しました。	
海岸のみどりの保全と再生事業	・「認定NPO法人ゆい」が主催する海浜植物の移植会や観察会にのべ221人が参加しました。また、参加者が苗を自宅で一定の大きさまで育て、砂浜600㎡に移植しました。	
街路樹緑化の推進	・チャドクガによる葉の食害等による延焼遮断機能が低下している鉄砲道の街路樹リニューアルを実施しました。リニューアルでは、延焼遅延効果の向上だけでなく、鉄砲道が歩いて楽しい歩道となるような空間づくりを併せて行いました。	公園緑地課
グリーンバンク制度(※)	・不要となった樹木を市で引き取り、希望される方にその樹木を配布する制度として継続的に実施しました(配布4件111本 受入0件)。	
斜面林の保全	・赤羽根斜面林で台風による倒木処理を実施しました。 ・生物多様性に配慮した保全として、市民有志の御協力により外来種の除草が継続的に行われました。	
街路樹の管理	・市内を5地区に分割して剪定除草等を委託し、街路樹の適正な管理を実施しました。	
遊水機能土地保全事業	・遊水機能土地保全補助金制度により、保水能力のある水田等に対して、補助金の交付を行いました(補助面積<市内全域分>:406,539.3㎡)。	下水道河川建設課
千ノ川流域整備における周辺環境に配慮した樹木植栽	・千ノ川の整備については、準用河川区間であるJR相模線橋梁下流側の延長60.9mにおいて、流下能力の向上を目的とした護岸整備を行いました。しかしながら、護岸整備区間の事業用地として確保されているのは流路と管理用通路に必要な区域のみで、その他の空間がないことから、樹木植栽を実施できませんでした。	

事業名	実施内容	担当課
市指定天然記念物活用事業	・所有者の御協力を得ながら、その存在と価値の周知に努めました。	社会教育課
指定文化財(天然記念物等)の保護管理	・市指定重要文化財(天然記念物)である「鶴嶺八幡社の参道及び参道松並木」において、家屋や電線にかかっていたり、車道へ張り出していたりしていた松の樹形の整備が必要となったが、参道の景観をできるだけ維持できる方法での剪定を実施する等、指定文化財の保護管理に努めました。 ・文化財保護審議会の委員の方々から御教示いただきながら、市指定重要文化財(天然記念物)の保全に努めました。	
(仮称)歴史文化交流館整備事業における自然環境への配慮	・整備事業地内での緑地面積の確保や地域の植生に配慮した植栽の選定等、自然環境に配慮した基本設計に取り組みました。	

■平成29年度予算執行状況

事業名	29年度予算額	29年度決算額	担当課
水田保全対策事業費(レンゲ草種子購入)	143千円	95千円	農業水産課
保存樹林、保存樹木への助成	38,342千円	36,831千円	景観みどり課
生け垣の築造への助成(再掲)	500千円	400千円	
記念樹配布	560千円	531千円	
グリーンバンク制度	74千円	0千円	公園緑地課
斜面林の保全	0千円	128千円	
街路樹の管理	34,342千円	34,209千円	
遊水機能土地保全事業(市内全域分)	21,213千円	20,327千円	下水道河川建設課
市指定天然記念物活用事業	14千円	14千円	社会教育課
指定文化財等の維持管理	485千円	481千円	
合計	96,373千円	91,325千円	

■成果・課題と評価

成果	評価
・斜面林や農地の保全や、生垣や庭木の導入の推進に向けた取り組み等を実施することで、コア地域をつなぐみどりの保全・再生につなげることができました。	C
課題 ・斜面林や農地の保全、生垣や庭木の導入の推進に向けた取り組みを引き続き実施していることから、ある程度進んでいると考えます。しかしながら、重点施策として掲げている「歴史的・文化的遺産と併せた一体的な保全」にまでは至っていないといえ、今後地権者等の理解を得ながらさらに取り組みを進める必要があります。	

A:極めて順調に進んでいる
B:おおむね順調に進んでいる
C:ある程度進んでいる
D:あまり進んでいない
E:積極的な取り組みが必要
-:取り組みなし(評価不能)

重点施策14 農業支援による農地の保全・再生

15 耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮

■概要

- ・水田をはじめとした農地の継続利用を促すため、援農ボランティア制度や「農業経営基盤強化促進法」に基づく利用権設定による農地の貸し借りの推進等の農業支援を行います。
- ・耕作放棄地を再生し、市民農園や体験学習の場等として活用していきます。
- ・土地所有者の協力を得ながら生物多様性に配慮した土地利用を図ります。

■平成29年度の取り組み

①農地の継続利用を促すための農業支援

事業名	実施内容	担当課
援農ボランティアの斡旋	・援農ボランティアの斡旋の取組により、平成29年度は5件の新規斡旋が成立いたしました。また、制度登録者数に関しては、受入農家3名、登録者41名の増加がありました。(29年度末 援農ボランティア登録者数:250名)	農業水産課
援農ボランティア育成講座	・全10名に対し、4月から12月にかけて、概ね月2回、計18回の援農ボランティア育成講座を実施しました。	
かながわ農業サポーター(※)の支援	・平成29年度はかながわ農業サポーター面談はありませんでした。	
農薬使用低減や土壌改良、水田景観の保全をねらいとした緑肥推進事業	・市内に水田を所有される方で、希望者にレンゲ草の種子を配付し、播種していただくことで、良好な景観形成と緑肥としての地力の向上を図りました。	
「人・農地プラン(※)」による農地の保全・有効活用	・「人・農地プラン」に位置付けられた地域の中心経営体に対し、農地の利用集積を進め、耕作できなくなった農地の利用集積を図りました。	
農業委員会と連携した農地利用状況調査に基づく、農地の抽出と土地所有者への交渉	・農地利用状況調査の結果を受け、農業委員会と協力して、地権者が耕作されていない農地と、認定農業者、中心経営体又は新規就農者などの「担い手」のマッチングを行い、耕作放棄地(※)の解消及び未然防止を図りました。	
農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定	・担い手への農地利用集積を積極的に行った結果、更新を含み、26,900㎡(23件)の利用権設定を行いました。うち、新規設定は10,167㎡(9件)でした。	
市民農園の新規開設支援	・耕作できなくなった地権者からの相談に応じ、地権者が希望する場合には、市民農園の新規開設支援を行いました。平成29年度は3箇所の支援を行い、2園(20a(※))が開園いたしました。	
農業協同組合との連携	・農業・漁業体験プロジェクトをはじめ、各種情報の共有や湘南花の展覧会の共同開催、各種共進会の実施等、農業協同組合との連携により様々な事業を展開しました。	
地産地消の推進	・農業支援策の一つとして地産地消を推進しました。 ※詳細は重点施策25(51ページ)を御参照ください。	
農地中間管理機構からの依頼業務	・農地中間管理機構からの依頼に応じ、農地の受け手(担い手)と出し手(地権者)の情報収集及び報告を行うとともに、農用地利用配分計画案の作成の協力を行いました。	

②耕作放棄地の再生と市民農園や体験学習の場等としての活用

事業名	実施内容	担当課
農業・漁業体験プロジェクトでの遊休農地(※)の活用	・平成29年度は、28年度に引き続き圃場(※)(1,386㎡)を活用するとともに、29年度に新たな遊休農地を活用すべく、圃場の選定及び地権者や関係者、関係機関との調整を行いました。	農業水産課
耕作放棄地解消ボランティア活動の調整・実施	・平成29年度は案件がなかったため実施していません。	

③土地所有者の協力を得た上での生物多様性に配慮した土地利用

事業名	実施内容	担当課
耕作放棄地解消時における現地立会	・平成29年度は案件がなかったため実施していません。	農業水産課

■平成29年度予算執行状況

事業名	29年度予算額	29年度決算額	担当課
援農ボランティア	379千円	376千円	農業水産課
農業・漁業体験プロジェクト	135千円	124千円	
耕作放棄地解消ボランティア	56千円	0千円	
合計	752千円	500千円	

■成果・課題と評価

成果	評価
・援農ボランティアの斡旋や市民農園の開設支援等、農地の保全に寄与する取り組みを継続的に行うことができました。経営耕地面積は減少が続いていましたが、平成28年度は27年度比で横ばいとなっています。	B A: 極めて順調に進んでいる B: おおむね順調に進んでいる C: ある程度進んでいる D: あまり進んでいない E: 積極的な取り組みが必要 -: 取り組みなし(評価不能)
課題 ・農地としての生産効率を求めることと、生物多様性に配慮した土地利用とを両立させるためには、土地所有者の理解を得ることが課題となっています。	

援農ボランティア



農業・漁業体験プロジェクト

